

宿泊税の制度について

令和7年度
広島県総務局税務課

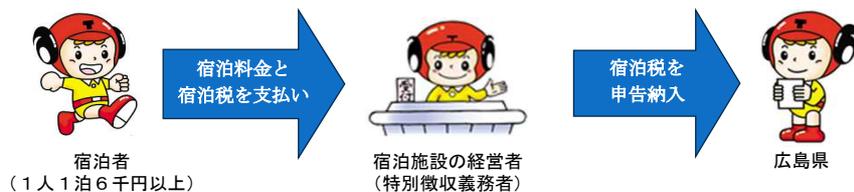
1

1

1 宿泊税の概要

(1) 特別徴収制度

- 宿泊税の納税義務者は、広島県内の宿泊施設の宿泊者
- 宿泊税は宿泊料金と合わせて宿泊施設で徴収され、広島県に申告納入される
- この制度を「特別徴収制度」と呼ぶ



2

2

(2) 特別徴収義務者

宿泊施設の経営者

- 旅館業法の営業許可を受けた旅館、ホテル、簡易宿所の経営者
住宅宿泊事業の届出をした施設の経営者

※委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方(実質的経営者)が別にいる場合には、その方が特別徴収義務者となるための手続きがあります。

3

3

(3) 宿泊

- 宿泊税…令和8年4月1日以降の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税される
- 宿泊とは…一般的には寝具を使用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為
宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取り扱うもの

4

4

(4) 宿泊者

宿泊者

→ 宿泊施設から宿泊設備の
提供を受け、宿泊した者

※宿泊料金を第三者が負担した場合(法人契約、招待などで宿泊し、料金を支払っていない場合)であっても、実際に宿泊した者が宿泊者となります。

5

5

(5) 宿泊料金

宿泊料金

→ 食事代や消費税等を除いた、いわゆる素泊まりの料金

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの
(清掃代・寝具使用料・入浴代・寝衣代・サービス料・奉仕料 等)

【宿泊料金に含まれないもの】

宿泊の対価としての性格を有しないもの
(食事代・遊興費・会議室の使用等に係る金額・消費税、入湯税等・立替金
・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀 等)

6

6

【宿泊料金の考え方】

(例1) 食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金

→ 食事料金等に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。

(例2) 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

→ 1棟貸しや1室での料金設定など、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。

この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人当たりの宿泊料金を算出します。

7

7

(6) 税率

宿泊者1人1泊

宿泊料 (税抜き)	税額
6,000円以上	200円

8

8

(7) 課税免除

ア 1人1泊6千円未満の宿泊

イ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

→ 事前の手続きが必要となりますので、担当窓口までご相談ください。

9

9

ウ 修学旅行やその他の学校行事に伴う宿泊

- ・その他の学校行事…学習指導要領に定める学校又は学年を単位として行われるもの
- ・課税免除の対象…幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者

※学校から提出される「修学旅行等であることの証明書」が必要となります。

記載例

修学旅行等であることの証明書	
宿泊日	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
宿泊先	〇 泊
活動の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の学校行事等 学校行事・活動名 () ※学習指導要領における学校行事であると認められるもので、無期 学校など、生徒又は学生が参加して行うもの
宿泊施設名	広島県広島市◆1-2-3
課税免除対象の宿泊人数	〇〇人
備考	

注 1 学校が主催する修学旅行その他の学校行事(以下「修学旅行等」といふ)に参加する幼児、児童、生徒又は学生(以下「生徒等」といふ)及び引率者の学費を免除してください。
引率の方とは、生徒等の引率を行う学校の関係者で、心身の障がい等により修学旅行等の参加等が必要とする生徒等の対応を行う管理科や保健室等を行い、旅行準備の相談員やカメラマン等は該当しません。
2 本証明書は、宿泊施設に提出してください。

上記の宿泊を伴う活動は、広島県前払条第4条第2項に規定する修学旅行等であることを証明します。

令和〇年〇月〇日

所在地 広島県広島市◆7-8-9

学校名又は施設名 広島県立税務中学校

学校長名又は施設長名 税務 一郎

広島県立税務中学校(広島県前払条第二十二号)

課税免除

10

2 特別徴収義務者登録

(1) 特別徴収義務者としての登録

登録が必要な者

- ・旅館業法の営業許可を受けた
又は住宅宿泊事業の届出を行った宿泊施設の経営者で
- ・宿泊施設において1人1泊6千円以上の料金設定がある場合

11

11

【特別徴収義務者登録が不要となる場合の注意点】

- ・1人1泊6千円以上の宿泊料金の設定がない
- ・申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実

特別徴収義務者登録は不要

※料金の確認の必要がありますので、「登録義務免除対象宿泊施設届出書」と宿泊料金が確認できる資料(料金表やホームページ掲載情報のコピー等)を提出してください。

12

12

【特別徴収義務者登録の注意点】

- 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する場合等
→ 営業許可等を受けた施設ごとの登録が原則ですが、
例外的に複数の施設を一件としてまとめた登録申請が可能
(担当窓口までご相談ください。)
- 特別徴収義務者登録の免除対象だったが、宿泊料金改定などにより
新たに宿泊税の対象となる場合
→ 特別徴収義務者登録が必要

13

(2) 登録にかかる提出書類

登録を申請する場合、次の書類を揃えて提出してください。

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書(1施設1枚)
②	経営者が法人の場合 登記事項証明書(現在事項証明書)
②	経営者が個人の場合 住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
③	旅館業法の場合 旅館業営業許可証
③	住宅宿泊事業の場合 届出番号及び建物の所在地が確認できる書面 (例:民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム(事業者)画面等)
④	宿泊料金表
⑤	旅館業法の場合 宿泊に係る契約書面(宿泊約款等の写し)
⑤	住宅宿泊事業の場合 宿泊に係る契約書面

※②～⑤の書類については、いずれもコピーで結構です。

※③について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届もすべて添付してください。

※共同事業者がある場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。
併せて役員会議議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

14

14

- ◆ 委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方(実質的経営者)が特別徴収義務者として指定を受ける場合は、①～⑤に加えて以下の⑥、⑦の書類を添付してください(事前に担当窓口までご相談ください。)

- ⑥ 実質的経営者である旨の申立書
- ⑦ 許認可者等と実質的経営者との間で締結した契約書の写し(又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し等)

(3) 申請書の記入の仕方

- ① 提出年月日を記入
- ② 宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称を記載
(法人の場合、代表者の職、氏名、法人番号も記載)
- ③ 宿泊施設の営業を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載
(法人の場合、代表者の職、氏名も記載)

記載例

様式第7号(第8条関係)

※ 事項 項目	取 締 番 号	取 締 交 付 年 月 日	担 当 者
		令和7年〇月〇日	

広島県知事様

1 申請者
住所 広島県広島市◆1-2-3
氏名 株式会社 広島県観光
(名称及び代表者の氏名) 代表取締役 広島 花子
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(法人の場合) 法人番号 1234567890000

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

広島県宿泊税条例第9条第1項又は第2項の規定により、次のとおり、宿泊税特別徴収義務者としての登録を申請します。

3 住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
営 業 泊 施 設 の 代 表 者 (名称及び代表者の氏名)	ヒロシマケンゼイカンゴウ株式会社 広島県観光 代表取締役 広島 花子
営 業 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 単身宿所 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業
宿 税 業 又 は 設 置 事 業 に お け る 許 可 等 	広島市指令 旅館〇号 許可等年月日 令和6年6月6日
許 可 等 名 義 人 と の 関 係	本人

4

次ページにつづく

- ④ 施設の所在地、電話番号、名称、概要(階数、客室数、収容人員)、経営開始年月日、施設の所有者を記載
- ⑤ 共同事業者を記載
- ⑥ 書類の送付先を記載

等	旅館業又は認定事業における許可等番号	広島市指令 旅館業〇号	許可等年月日	令和 6年 6月 6日
	許可等名義人との関係	本人		
4	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市〇〇区 1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
施設	フリガナ	ヒロシマケンダイホテル		
	名称	広島県税ホテル		
	概要	地上 5 階 地下 階	客室数 35 室	収容人員 80 名
	経営開始(予定)年月日	令和 6年 7月 1日		
6	住所又は所在地	〒	-	(電話 - -)
5	氏名又は名称	氏名又は名称		
	共同事業者の有無	有 ・ 無		
共同事業者	住所又は所在地	〒	-	(電話 - -)
	氏名	氏名		
	(名称及び代表者の氏名)	(名称及び代表者の氏名)		
6	住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市〇〇区 1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
送書	フリガナ	ヒロシマケンダイホテル、フリアゲイリカ		
付預	氏名	株式会社 広島県税観光 経理部経理課		
先の	(名称及び代表者の氏名)	(名称及び代表者の氏名)		

注 1 捺印の欄は、記入しないでください。
 2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに登録申請書を提出してください。
 3 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 ア 法人の場合は登記簿謄本等、個人の場合は住民票の写し
 イ 旅館業に係る営業許可証、認定事業に係る認定書又は住民自治事業に係る届出番号を記載できる書類の写し
 ウ 宿泊の契約内容を記載することができる書類(宿泊の表など)
 エ 宿泊料金を確認することができる書類



(4) 特別徴収義務者証票

特別徴収義務者としての登録後、「特別徴収義務者証票」を交付

- この証票は、フロント等宿泊者の見やすい箇所に掲示してください。
- フロントが複数箇所ある場合などは、必要枚数分の証票を発行します。
- 閉業等により特別徴収の義務が消滅した場合には、速やかに証票を返還してください。
- 万一、この証票を毀損・紛失した場合には、亡失の届出を行うとともに、再交付の申請を行ってください。

(5) 各種届出(登録事項の変更・営業休止・再開・廃止)

登録事項の変更、営業の休止・再開や廃止など
→ 届出が必要



届出が必要となった
場合には、お早めに
ご相談ください。

19

19

3 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、

- ・各月の初日から末日までの間の宿泊税について
- ・翌月の末日までに
- ・「宿泊税納入申告書」を提出し
- ・税額を「納入書」により納入する

※期限後に申告及び納入をした場合、加算金や延滞金に加算される場合があります。

20

20

補足

- 「納入申告書」には、宿泊数の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。
(日ごとの宿泊数が区分して記載されていれば、別様式での代用可)
- 月末が土曜日、日曜日、又は祝日にあたるときは、その翌日が申告納入期限になります。
- 12月の申告納入期限は翌年1月4日(土曜日、日曜日又は祝日にあたるときはその翌日)です。
- 経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入してください。
※次ページに記載の(2)申告納入期限の特例を受けている場合も同様です。

21

21

(2) 申告納入期限の特例

- 特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するための制度
(申告納入期限の特例)

…税額が一定額以下(12月間の税額が360万円以下)等の所定の要件を満たし、申請・指定を受けると、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例を受けられる

- 特例を受けると、申告納入期限が3か月分を取りまとめた年4回となる

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

※申請者のうち、適用可能な方に対して適用の決定を行い、指定通知書を送付します。特例適用の要件を満たさなくなった場合、特例適用の指定を取り消す可能性があります。

22

22

○ 制度開始初年度の経過措置

…特例を受けるための要件が、令和8年度中のみ緩和される

ア 12月間の税額360万円以下であること

→ 3月間の税額90万円以下であること

イ 特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること

→ 宿泊施設の営業開始から1年を経過していること

※ 最短で申告納入期限の特例の申請をできる

のは、令和8年8月

(令和8年5・6・7月の3月間の申告税額の合計が90万円以下で、
宿泊施設の営業開始から1年を経過している場合)

23

23

(3) 宿泊税納入申告書

宿泊税納入申告書

→ ・地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告

・県税事務所への郵便、信書便

・窓口持参での提出

【注意点】

○ 申告すべき宿泊税額が0円の場合も、申告書の提出が必要

○ 申告書は、宿泊施設ごとに作成

○ 申告納入期限の特例適用の指定を受けている場合は、1枚の申告書に
3か月(または2か月)分の申告内容を記入する

24

24

(4) 申告書等の記入の仕方

ア 宿泊税納入申告書

- ① 提出年月日を記載
- ② 申告者の氏名又は名称、住所又は所在地、申告を担当する方の氏名及び連絡先を記載
(法人の場合、代表者の職、氏名、法人番号も記載)
- ③ 宿泊施設の名称、所在地、電話番号、証票番号を記載

様式第3号 (第6条関係) 記載例

※ 精査 検算 印	
※ 期コード	※ 課税 番号
※ 宿泊施設の名称	
受付印	2
特別徴収義務者	住所(所在地)及び電話番号 〒000-0000 広島県広島市◆1-2-3 (電話 000-000-0000) フリガナ ヒロシマケンエイカンコウ ヒロシマ ハナコ 氏名 株式会社 広島県観光 (名称及び代表者の氏名) 代表取締役 広島 花子 この申告に対応する振当署名および担当者名 経理部経理課 広島主税 (電話 000-000-0000) (法人の場合) 法人番号 1234567890000
1	3
令和 8年 6月 21日	所在地及び電話番号 〒000-0000 広島県広島市◆1-2-3 (電話 000-000-0000) フリガナ ヒロシマケンゼイホテル 名称 広島県ホテル 証票番号 第 0123456789 号
広島県 県税事務所長 様	設
宿泊税納入申告書	

次ページにつづく

25

- ④ 対象となる宿泊月を記載
- ⑤ 上段に課税対象宿泊数、下段に課税対象外宿泊数を記載
(「宿泊税月計表」の合計欄と一致)
- ⑥ 税額を記載
(課税対象宿泊数×200円)

※申告納入期限の特例適用の指定を受けている場合は、
④～⑥については3か月分記載してください。
※宿泊税月計表を添付してください。
(特例適用の場合は3か月分添付してください。)

宿泊税納入申告書

4	令和 8年 5月	5	6	
区分	区 分	寄 泊 数	税 率	税 額 ((ア)×200円)
課税対象 (1人1泊6千円以上)	(ア)	3 6 0 泊	200円	7 2 0 0 円
課税対象外 (1人1泊6千円未満 修学旅行等)	(イ) (ウ)	5 2 5 泊 3 4 泊		
令和 年 月	区 分	寄 泊 数	税 率	税 額 ((ア)×200円)
課税対象 (1人1泊6千円以上)	(ア)		200円	
課税対象外 (1人1泊6千円未満 修学旅行等)	(イ) (ウ)			
令和 年 月	区 分	寄 泊 数	税 率	税 額 ((ア)×200円)
課税対象 (1人1泊6千円以上)	(ア)		200円	
課税対象外 (1人1泊6千円未満 修学旅行等)	(イ) (ウ)			

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(「宿泊税月計表」等)を添付してください。
3 申告書の提出期限後に申告納入されると加算金のほか、平均告知料金が徴収されます。

26

イ 宿泊税月計表

- ① 宿泊施設名を記載
- ② 対象となる宿泊月を記載
- ③ 課税対象宿泊数を記載
- ④ 課税対象外宿泊数を記載
(「うち1人1泊6千円未満」と「うち
修学旅行等」それぞれの宿泊数も記載)

※申告納入期限の特例適用の指定を受けている場合は、
宿泊月ごとに作成して提出してください。

※日ごとの宿泊数が区分して記載されている様式であれば、
任意の様式での提出も可能です。

記載例

1 宿泊施設の名前		2 課税月		3 課税区分			
広島県税ホテル		令和8年5月					
宿泊税月計表 (令和8年5月)							
日付	3 課税対象 (1人1泊6千円以上) ①	4 課税対象外 ②		合計 ①+②			
		うち1人1泊 6千円未満	うち 修学旅行等				
1	14	14	14	28			
2	13	16	16	29			
3	12	19	19	31			
4	8	14	14	22			
5	12	9	9	21			
6	6	31	31	37			
7	7	22	20	29			
8	11	21	21	32			
9	13	19	19	32			
10	9	16	16	25			
11	10	16	16	26			
12	9	17	17	26			
13	15	11	11	26			
14	20	9	9	29			
15	8	16	16	24			
16	8	32	32	40			
17	11	35	35	46			
18	13	31	31	44			
19	15	14	14	29			
20	19	16	16	35			
21	12	14	14	26			
22	10	17	17	27			
23	8	11	11	19			
24	9	16	16	25			
25	22	37	37	59			
26	13	20	20	33			
27	13	18	18	31			
28	19	14	14	33			
29	12	15	15	27			
30	9	19	19	28			
計	(7)	360	(4)	525	(9)	3A	919

注 1 過期の額は、記入しないでください。
注 2 この月計表は、納入申告書に併せて提出してください。税率ごとの内訳が確認できる位置の様式での提出も可能です。

(5) 宿泊税納入書

納入期限までに「納入書」により
広島県に納入する

- 納入方法
 - ・各県税事務所、金融機関等
 - ・地方税ポータルシステム(eLTAX)
 を利用して電子申告を行った場合には、
電子納税が可能

○ 納入書の記入の仕方 (例)

- ① 申告を行う年度(和暦)を数字2桁で記載
- ② 申告書の実績の年月(和暦)を数字4桁で記載
- ③ 税額欄と合計額欄の両方に税額を記載

※納付書は3連のため、①～③はそれぞれ3か所に記載してください。
 ※申告納入期限の特例適用の指定を受けている場合は、宿泊月ごとに納入書を作成してください。

29

29

4 適正な申告納入のために

(1) 帳簿等の記載・保存

- ・帳簿の記載、書類の作成および保存が必要
- ・宿泊税条例・施行規則に定める要件を満たす場合※、これらの電磁的記録をもって、帳簿・書類の作成、保存に代えることが可能
 (※最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して帳簿・書類を作成することなど。)

30

30

○帳簿・書類の種類等

種類	記載事項等	例	保存期間
関係帳簿	宿泊年月日、宿泊者数、課税対象宿泊数、課税対象外宿泊数、宿泊料金、宿泊税額	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、売上帳、仕入帳など	5年間
関係書類	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額が記載されている売上伝票その他の書類	貸借対照表、損益計算書、契約書、領収書、予約表など	2年間

※「修学旅行等であることの証明書」は、関係帳簿として5年間保存してください。

31

31

(2) 調査

宿泊税の適正な申告や申請内容の確認を行うため、広島県の職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。
公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

(3) 宿泊税特別徴収義務者報償金(調整中)

基準	交付率
① 期限内申告で納期内に納入された額 (徴収猶予の承認を受けた場合は、交付対象期間中かつ猶予期間内に納入された額)	納入された額×2.5%
② ①のうち、電子申告により申告し、完納された額 (令和13年度分までの報償金に限る)	納入された額×0.5% (①の交付率に加算)

32

32

(4) 領収書等への表示

領収書等に「宿泊税」の名称と「その額」を表示

※宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となる場合があります。

○税の名称表示の統一

日本語表記:「宿泊税」 英語表記:「Accommodation TAX」

33

33

【領収書等への表示例】

(例1) 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合計	11,200円

〇年〇月〇日
広島県〇〇市〇〇番地
〇〇ホテル

印紙

受領印

(例2) 宿泊税額を別に計上する場合

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円

上記のほか、宿泊税額200円を徴収しました。

(例3) 客室料金に宿泊税額を含めて計上する場合

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,200円
	合計	11,200円

上記金額には、宿泊税額200円が含まれています。

34

34

5 県ホームページをご利用ください

宿泊施設の経営者の皆様向けの

「宿泊税の手引き」や「電子申告(eLTAX)の手引き」の他、

登録や届出に必要な様式(電子データ)等を掲載していますので、

ぜひお役立てください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/syukuhaku-tetuduki.html>



35

※ 事 処 項 理	賦課番号	証票交付年月日	担当者
		・	

1 令和 7年 ○月 ○日

広島県知事様

2

申請者
住所 広島県広島市◆◆1-2-3
氏名
〔名称及び
代表者の氏名〕 株式会社 広島県税観光
代表取締役 広島 花子
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(法人の場合) 法人番号 1234567890000

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

広島県宿泊税条例第9条第1項又は第2項の規定により、次のとおり、宿泊税特別徴収義務者としての登録を申請します。

3

住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
フリガナ	ヒロシマケンゼイカンコウ ヒロシマ ハナコ		
氏名 (名称及び代表者の氏名)	株式会社 広島県税観光 代表取締役 広島 花子		
営業種別	<input checked="" type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業		
旅館業又は認定事業 における許可等番号	広島市指令 旅許第〇号	許可等年月日	令和 6年 6月 6日
許可等名義人との関係	本人		

4

所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
フリガナ	ヒロシマケンゼイホテル		
名称	広島県税ホテル		
概要	地上 5 階 地下	客室数 35 室	収容人員 80 名
経営開始(予定)年月日	令和 6年 7月 1日		
施 設 の 者	住所 又は所在地	〒	— (電話 — —)
	氏名 又は名称		

5

共同事業者の有無	有 ・ 無		
住所又は所在地	〒 — (電話 — —)		
フリガナ			
氏名 (名称及び代表者の氏名)			

6

住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
フリガナ	ヒロシマケンゼイカンコウ ケイリブケイリカ		
氏名 (名称及び代表者の氏名)	株式会社 広島県税観光 経理部経理課		

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに登録申請書を提出してください。

3 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

ア 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し

イ 旅館業に係る営業許可証、認定事業に係る認定書又は住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類の写し

ウ 宿泊の契約内容を確認することができる書類(宿泊約款など)

エ 宿泊料金を確認することができる書面

※ 精 査 検 算 印		
※ 県税コード	※ 賦 課 番 号	

※ 宿 泊 施 設 の 名 称		
受付印	2	住所 (所在地) 及び電話番号 〒0000-0000 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 000-0000-0000)
特別徴収義務者	3	フリガナ 氏名 (名称及び代表者の氏名) 株式会社 広島県税観光 代表取締役 広島 花子 この申告に対応する 担当部署名および担当者名 (電話 000-0000-0000) (法人の場合) 法人番号 1234567890000
1 令和 8年 6月 21日	3	所在地及び電話番号 〒0000-0000 広島県広島市◆◆1-2-3 (電話 000-0000-0000)
広島県 県税事務所長 様	3	フリガナ 名称 ヒロシマケンゼイカンコウ ヒロシマ ハナコ 広島県税ホテル
		証 票 番 号 第 0123456789 号

宿 泊 税 納 入 申 告 書

4 令和 8年 5月	5	6
区 分	宿 泊 数	税 率
課 税 対 象 (1人1泊6千円以上)	(ア) 百万 千 3 6 0 泊	200 円
課 税 対 象 外	(イ) 1人1泊6千円未満 5 2 5 泊	
	(ウ) 修学旅行等 3 4 泊	
		税 額 ((ア)×200円) 7 2 0 0 0 円

令和 年 月	区 分	宿 泊 数	税 率	税 額 ((ア)×200円)
	課 税 対 象 (1人1泊6千円以上)	(ア) 百万 千 泊	200 円	
	課 税 対 象 外	(イ) 1人1泊6千円未満 泊		
		(ウ) 修学旅行等 泊		

令和 年 月	区 分	宿 泊 数	税 率	税 額 ((ア)×200円)
	課 税 対 象 (1人1泊6千円以上)	(ア) 百万 千 泊	200 円	
	課 税 対 象 外	(イ) 1人1泊6千円未満 泊		
		(ウ) 修学旅行等 泊		

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（「宿泊税月計表」等）を添付してください。
 3 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

宿泊施設の名称	※ 県税コード	※ 賦課番号
1 広島県税ホテル		

宿泊税月計表 (令和 8年 5月)

日付	宿泊数(泊)				合計 ① + ②
	課税対象 (1人1泊6千円以上) ①	課税対象外 ②	うち1人1泊 6千円未満		
			うち 修学旅行等		
1	14	14	14		28
2	13	16	16		29
3	12	19	19		31
4	8	14	14		22
5	12	9	9		21
6	6	31	31		37
7	7	22	20	2	29
8	11	21	21		32
9	13	19	19		32
10	9	16	16		25
11	10	16	16		26
12	9	17	17		26
13	15	11	11		26
14	20	9	9		29
15	8	16	16		24
16	8	32		32	40
17	11	35	35		46
18	13	31	31		44
19	15	14	14		29
20	19	16	16		35
21	12	14	14		26
22	10	17	17		27
23	8	11	11		19
24	9	16	16		25
25	22	37	37		59
26	13	20	20		33
27	13	18	18		31
28	19	14	14		33
29	12	15	15		27
30	9	19	19		28
31					
計	(ア) 360	559	(イ) 525	(ウ) 34	919

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 この月計表は、納入申告書に添付して提出してください。税率ごとの内訳が確認できる任意の様式での提出も可能です。